

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内にある空き家の有効活用を図り、もって市外からの移住・定住を促進するため、移住者が行う空き家の改修等に要する費用又は子育てしやすい環境整備や定住促進に繋げるため、3世代家族となる世帯が行う住宅の新增改築費用に対し、予算の範囲内において、串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにつき、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 市外から市内に転入（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属する企業等の業務命令に基づく転勤、所属する企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込めないものその他市長が適当でないと認めた事由によるものを除く。）をした者で転入後1年未満のものをいう。
- (2) 空き家 居住を目的として建築され、居住者がいない建物（賃貸又は分譲を目的に建築された建物を除く。）をいう。
- (3) 子世帯 補助金交付の申請日現在、18歳未満の扶養する子どもがいる世帯をいう。
- (4) 親世帯 子世帯の扶養する子どもから2親等以内の直系尊属の者をいう。
- (5) 3世代家族 子世帯と親世帯を含む3以上の世代が同居又は子世帯と親世帯が同一の自治会内に居住（以下「近居」という。）している世帯をいう。
- (6) 住宅 自己の居住の用に供するための個人住宅及び延床面積2分の1以上が住戸の併用住宅をいう。
- (7) 改修 新增改築を除く別表第4に掲げる住宅の工事をいう。
- (8) 新增改築 3世代家族となるための別表第5に定める新築又は増改築をいう。
- (9) 市税等 市区町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象者その他要件は、別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が対象となる住宅の所有者又は権利者と異なる場合は、所有者又は権利者全員の同意を得ておかなければならないものとする。
- 3 補助対象事業は、補助金の申請年度内に補助対象事業の完了が見込まれるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、国、県又は市の制度による他の補助等を受けている場合は、補助の対象としないものとする。

(交付の申請)

第4条 申請者は、補助対象事業の着手前に串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 串間市移住定住促進住宅改修等支援事業事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 串間市移住定住促進住宅改修等支援事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 事業の対象となる世帯全員の住民票の写し（申請日前3箇月以内に発行したものに限る。）

- (4) 申請日において、事業の対象となる世帯全員の市税等の滞納がないことを証する書類
 - (5) 住宅又は住宅建設予定地の位置が分かる地図等
 - (6) 固定資産課税台帳の写し又は所有者が確認できる書類（増改築の場合のみ）
 - (7) 対象となる工事等の見積書の写し
 - (8) 工事等施工予定箇所の写真（日付入りのものに限る。）
 - (9) 誓約書（別記様式第4号）
 - (10) 申請者が対象となる住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証する書類
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その申請内容に変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から起算して14日以内に串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金変更申請書（別記様式第6号）に第4条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内において生じた申請内容の変更について、変更申請の必要がないと市長が認める場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助の変更の可否を決定し、串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金変更決定（却下）通知書（別記様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

（完了報告等）

第7条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに串間市移住定住促進住宅改修等支援事業完了報告書（別記様式第8号）に次の掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 串間市移住定住促進住宅改修等支援事業収支決算書（別記様式第9号）
- (2) 工事等の代金分かる領収書及び請求書の写し
- (3) 工事等施工後の住宅等の現況及び工事等施工箇所の写真（日付入りのものに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、内容を調査の上、補助金の額を確定し、串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金確定通知書（別記様式第10号）により、補助決定者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、補助決定者又は工事等を施工した事業者に対し、工事等の成果について説明を求め、又は実地調査をすることができる。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、精算払で支払うものとする。

2 補助決定者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助決定者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、

補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
 - (2) 工事等を承認なく変更し、又は中止したとき。
 - (3) 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 補助対象事業	移住者が居住するための空き家の改修
2 補助対象者	次の要件を満たす者とする。 （1） 市内への転入の日前1年以上継続して市外に居住していた者 （2） 移住者でこの事業を行う空き家に改修後5年以上居住する意思を有するもの （3） 申請日において、空き家に改修後居住する世帯全員が市税等を滞納していない者 （4） 空き家に改修後居住する世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者 （5） これまでにこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
3 補助対象経費	改修に要する別表第4に掲げる経費
4 補助率等	補助対象事業の工事に要した費用又は30万円のいずれか少ない額（1,000円未満の端数切捨て）。
5 備考	この要綱に基づく他の補助対象事業による補助金の交付を受けてない者に限る。

別表第2（第3条関係）

1 補助対象事業	移住者が居住するための空き家の不要な家財道具の処分等
2 補助対象者	次の要件を満たす者とする。 （1） 市内への転入の日前1年以上継続して市外に居住していた者 （2） 移住者でこの事業を行う空き家に改修後5年以上居住する意思を有するもの （3） 申請日において、空き家に改修後居住する世帯全員が市税等を滞納していない者 （4） 空き家に改修後居住する世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者 （5） これまでにこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
3 補助対象経費	空き家への入居のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃に係る経費
4 補助率等	家財道具の処分等に要した費用又は10万円のいずれか少ない額（1,000円未満の端数切捨て）
5 備考	この要綱に基づく他の補助対象事業による補助金の交付を受けてない者に限る。

別表第3（第3条関係）

1 補助対象事業	3世代家族の新增改築
2 補助対象者	次の要件を満たす者とする。 （1） 新增改築の完成日が、申請日以後、当該日の属する年度の末日までであること。 （2） 申請日において、親世帯又は子世帯が2年以上市内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。）していること。 （3） 子世帯と親世帯が同居又は近居することとなった日前1年間において、同居又は近居していないこと。 （4） 申請日において、子世帯と親世帯の全員が市税等を滞納していない者であること。 （5） 生活保護法（昭和25年法律144号）による保護を受けていない世帯に属する者であること。 （6） 子世帯と親世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
3 補助の対象となる住宅	次のいずれかに該当する住宅とする。 （1） 市内に存する建築後1年以上経過した住宅 （2） 新たに市内に新築する住宅
4 補助対象経費	新たに3世代家族となるために、住居の新增改築に要する別表第5に掲げる経費
5 補助率等	補助対象事業の工事に要した費用又は30万円のいずれか少ない額（1,000円未満の端数切捨て）
6 備考	この要綱に基づく他の補助対象事業による補助金の交付を受けてない者に限る。

別表第4（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	
空き家の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等
	エクステリア工事	空き家と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等
	省エネ設備工事	空き家に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）
	外構工事	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（空き家の改修と合わせて行うものに限る。）

別表第5（第3条関係）

補助対象経費	補助対象経費	
3世代家族の 新増改築	新築	新築工事
	間取りの変更等	間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設等
	設備の改修等	キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増築
	バリアフリー改修	（1）通路又は出入口の幅を拡張する工事 （2）階段の勾配を緩和する工事 （3）手すりを取り付ける工事 （4）段差を解消する工事 （5）出入口の戸を改良する工事 （6）床の材料を滑りにくいものに変更する工事
	断熱改修	（1）屋根（天井）、外壁、床の断熱改修 （2）窓の断熱改修
	浄化槽の設置等	浄化槽の設置又は入替え

備考

- 1 補助の対象となる経費は、新たに3世代家族になるための工事に係るものに限る。
- 2 補助の対象となる新増改築工事は、その工事面積が10平方メートルを超えるものに限る。（浄化槽の設置等を除く。）

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

串間市長 様

住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____
電 話 _____

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業の補助を受けたいので、次のとおり申請します。

1 対象住宅の住所	串間市 (自治会)		
2 申請する事業内容 (改修等の場合は対象工事)	☐ 改修 ()		
	☐ 家財道具の処分等		
	3 世代家族の新增改築 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ()	☐ 同居 ☐ 近居	
3 申請金額	円		
4 事業費総額 (うち、補助対象事業費)	円 (円)		
5 申請事項	☐ 私（申請者）及び世帯員の全ては、市税等の滞納はありません。また、対象住宅及び同一世帯内において、現在までに当該事業補助金の支援を受けておりません。		
6 同意事項（※）	☐ 私（申請者）及び世帯員の全ては、私及び世帯員の住所登録の状況、市税等の納入状況及び他の公的助成制度の適用について、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。		
7 添付書類	☐ 串間市移住定住促進住宅改修等支援事業事業計画書 ☐ 串間市移住定住促進住宅改修等支援事業収支予算書 ☐ 事業の対象となる世帯全員の住民票の写し（3箇月以内に発行したもの） ☐ 事業の対象となる世帯全員の市税等の滞納がないことを証する書類 ☐ 対象住宅又は住宅建設予定地の位置が分かる地図等 ☐ 固定資産課税台帳の写し又は所有者が確認できる書類（増改築の場合のみ） ☐ 対象となる工事等の見積書の写し ☐ 工事等施工予定箇所の写真（日付入） ☐ 誓約書 ☐ 申請者が対象となる住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証する書類 ☐ 他の公的補助制度を利用している場合は、その制度の申請書の写し ☐ ()		

※ この同意事項によって、申請書及び世帯員の全てが、当該事項について同意したものとみなします。

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業
事業計画書

1 住居の新增改築、改修等工事又は家財道具の処分等の内容		
2 事業期間		～
3 施工等業者	所在地	
	電話番号	
	名称	
	所在地	
	電話番号	
	名称	
	所在地	
	電話番号	
	名称	

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業
収 支 予 算 書

◆収入の部

項目	予算額（円）	備考
市補助金		上限30万円（新築、改修工事） 上限10万円（家財道具の処分等）
自己負担金		事業費総額（税抜）から市補助金を減じた額
合計	①	

◆支出の部

項目	予算額（円）	備考
事業費総額（税抜）		
合計	②	

誓 約 書

串間市長 様

住所

氏名

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金の申請に当たり、下記の事項について相違ないことを誓約いたします。

記

1. 本事業により改修等を行った住宅に補助金の交付確定日から5年以上継続して居住します。
2. 本事業により改修等を行った住宅を補助金の交付確定日から5年未満に取り壊し、売却、賃貸等を行いません。
3. 改修等が完了したときは、速やかに当該住宅に入居します。
4. 県内の高等学校、大学、専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任等ではありません。
5. 串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金交付要綱を遵守し、申請事項等に違反又は事実と相違する場合は、串間市から受けた補助金の全部又は一部を返還します。

文 書 番 号
年 月 日

様

串間市長

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金については、次のとおり決定（却下）することにしたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 留意事項
 - （1） 申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金変更申請書（別記様式第6号）を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）
 - （2） 対象事業の遂行状況について報告を求め、又は実施調査することがあること。
 - （3） 対象事業が完了したときは、30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
 - （4） 申請内容に虚偽その他不正があった場合又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。
- 4 却下の場合、その理由

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金変更申請書

年 月 日

串間市長 様

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け ー 号で交付決定を受けた串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金について、申請内容を変更したいので、次のとおり申請します。

1 変更内容	①補助対象事業金額の変更の場合	変更前	工事等金額（税抜き） （補助対象事業金額） 円 円）
		変更後	工事等金額（税抜き） （補助対象事業金額） 円 円）
	②上記①以外の変更の場合		
2 変更理由			
3 添付書類		☐ 串間市移住定住促進住宅改修等支援事業事業計画書 ☐ 串間市移住定住促進住宅改修等支援事業収支予算書 ☐ 対象となった工事等の見積書の写し ☐ 工事等施工予定箇所の写真（日付入） ☐ その他（ ）	

文 書 番 号
年 月 日

様

串間市長

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金変更決定（却下）通知書

年 月 日付で変更申請のあった串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 変更内容	
2 変更後の工事等金額及び補助額	工事等金額 円 補 助 額 円

3 留意事項

- （1） 申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金変更申請書（別記様式第6号）を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）
- （2） 対象事業の遂行状況について報告を求め、又は実施調査することがあること。
- （3） 対象事業が完了したときは、工事完了から30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
- （4） 申請内容に虚偽その他不正があった場合又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。

4 却下の場合、その理由

（文書取扱：総合政策課）

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業完了報告書

年 月 日

様

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け ー で交付決定を受けた串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金について事業を完了したので、次のとおり報告します。

1 対象住宅の住所	串間市
2 申請する事業内容 (改修の場合は対象工事)	☐ 改修 (_____)
	☐ 家財道具の処分等
	3 世代家族の新增改築 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 (_____)
3 事業期間	着工 年 月 日
	完了 年 月 日
4 事業費総額 (うち、補助対象事業費)	円 (税抜) (_____ 円) (税抜)
5 添付書類等	☐ 串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金収支決算書 ☐ 工事等の代金がかかる領収書及び請求書の写し ☐ 工事等施工後の住宅の現況及び工事等施行箇所の写真 (日付入) ☐ その他 (_____)

※串間市確認欄

上記のとおり、改修工事等が完了したことを確認した。

年 月 日

職名 _____ 氏名 _____

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業
収 支 決 算 書

◆収入の部

項目	予算額（円）	備考
市補助金		上限30万円（新築、改修工事） 上限10万円（家財道具の処分等）
自己負担金		事業費総額（税抜）から市補助金を減じた額
合計	①	

◆支出の部

項目	予算額（円）	備考
事業費総額（税抜）		
合計	②	

文 書 番 号
年 月 日

様

串間市長

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け ー 号で交付決定しました串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金について、交付する補助金の額を確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

補助確定額 円

年 月 日

串間市長 様

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電 話 _____

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金交付請求書

串間市移住定住促進住宅改修等支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

金融機関名	
支店名	
預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 補助対象者名義の口座を記入してください。